# 球磨村告示第3号

令和4年第1回球磨村議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年1月12日

球磨村長 松谷 浩一

1 期 日 令和4年1月18日

2 場 所 球磨村議会議場

# ○開会日に応招した議員

板崎壽一君東純一君犬童勝則君小川俊治君高澤康成君舟戸治生君嶽本孝司君多武義治君田代利一君松野富雄君

# ○応招しなかった議員

# 令和4年 第1回 球磨村議会臨時会会議録(第1日)

令和4年1月18日(火曜日)

場所 球磨村議会議場

### 議事日程(第1号)

令和4年1月18日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第1号 工事請負契約の締結について(神瀬福祉センターたかおと解体工事)
- 日程第4 議案第2号 神瀬福祉センター「たかおと」の設置及び管理に関する条例及び神瀬
  - 窓口センターの設置に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第5 議案第3号 令和3年度一般会計補正予算について

## 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第1号 工事請負契約の締結について(神瀬福祉センターたかおと解体工事)
- 日程第4 議案第2号 神瀬福祉センター「たかおと」の設置及び管理に関する条例及び神瀬 窓口センターの設置に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第5 議案第3号 令和3年度一般会計補正予算について

#### 出席議員(10名)

1番	板﨑	壽一君	2番	東	純一君
3番	犬童	勝則君	4番	小川	俊治君
5番	髙澤	康成君	6番	舟戸	治生君
7番	嶽本	孝司君	8番	多武	義治君
9番	田代	利一君	10番	松野	富雄君

## 欠席議員(なし)

#### 欠 員(なし)

#### 事務局出席職員職氏名

局長 蔵谷 健

書記 山口 隆雄

### 説明のため出席した者の職氏名

 村長
 松谷
 浩一君
 副村長
 門崎
 博幸君

 教育長
 森
 佳寛君
 総務課長
 永椎樹一郎君

 復興推進課長
 友尻
 陽介君
 税務住民課長
 境目
 昭博君

 保健福祉課長
 大岩
 正明君
 産業振興課長
 大童
 和成君

 建設課長
 上蔀
 宏君
 会計管理者
 假屋
 昌子君

教育課長 ------ 髙永 幸夫君

#### 午前10時00分開会

○議長(多武 義治君) おはようございます。本日は第1回臨時会が招集されましたところ全員 ご出席です。ただいまから令和4年第1回球磨村議会臨時会を開会します。

# 日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長(多武 義治君) 本日の日程は配付してある通りですので、日程に従い、日程第1、会議 録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は会議規則第123条の規定によって、3番、犬童勝則君、4番、 小川俊治君を指名します。

#### 日程第2. 会期の決定について

○議長(多武 義治君) 次に、日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(多武 義治君) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定しました。

## 日程第3. 議案第1号 工事請負契約の締結について(神瀬福祉センターたかおと解体工事)

〇議長(多武 義治君) 次に、日程第3、議案第1号工事請負契約の締結を上程します。本案件 について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

**〇村長(松谷 浩一君)** 改めまして、皆さんおはようございます。

令和4年第1回球磨村議会臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましてはご多忙の中にご出席をいただき、ここに第1回臨時会が開催されますことに厚くご礼申し上げます。今回の臨時会では議案3件を上程をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、上程いただきました議案第1号工事請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。去る1月11日に10社へ依頼した見積もりの開札を行い、契約金額6,017万円で、有限会社和田商会が落札した神瀬福祉センター「たかおと」解体工事につきまして、予定価格が5,000万円以上となるため、球磨村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。工事の主な内容は令和2年7月豪雨により被災しました神瀬福祉センター「たかおと」として利用しておりました旧神瀬小学校校舎のほか、プール管理棟など敷地内にあるその他の施設も含め、本工事により解体する計画としております。現在は仮契約中で工期は契約日の翌日から令和4年3月31日までの予定でございます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

- ○議長(多武 義治君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。 ご審議願います。5番、髙澤康成君。
- ○議員(5番 高澤 康成君) 全協の折、説明を受けました。6千万金額が上がるということで、この予算、当初予算で多分計上されていたかと思いますが、最終的にこの予算のどういったところからどう充てていくのかというのをお聞かせいただければと。
- **〇議長(多武 義治君)** 総務課長、永椎樹一郎君。
- ○総務課長(永椎樹一郎君) お答えいたします。

今、議員おっしゃるように当初予算で建物共済保険金ということで諸収入の歳入ということにしておりました。このうち、支出は災害対策費の工事請負費でございまして、町村会のほうに神瀬福祉センター「たかおと」の被害等々につきましての建物共済保険金の請求はしております。その金額が6,086万9,880円です。ただし、今この保険金というのが解体が終わった後、町村会保険会社のほうから確認に来られて、それで保険金が確定をするということになりますので、ただいま申し上げましたときには私どものほうから記載をして、保険金の請求を今行っている金額が6,086万9,880円ということでございます。

以上です。

- 〇議長(多武 義治君) 高澤康成君。
- ○議員(5番 髙澤 康成君) 6,000万ということでもちろん災害対策費から出して保険金

でその分が補われると。もちろんそう話を聞いて大体予算がこういう形で出てくるんだなという ふうに理解ができるわけでございます。やはり今災害において復旧復興を含めて既存の建物を解 体したり等々を進めておられますが、災害公営住宅も一緒だと思います。さくらドームを解体し てそこに作りたい、あるいは、遊具を解体してという中でずっと進んできておりました。解体す ることに対して私は反対はしておりませんが、やはりこれだけ人口が減少している。非常に顕著 であります。災害だけが原因なのかどうかも含め、やはりこれだけの人口減少が進んでいる現状 を先ほどの全協の中で考えると「たかおと」、これまでいろんな役割を果たしてきた「たかお と」を解体せざるを得ない状況というのは理解した上で、やはり神瀬振興のためにそれに代わる ものをじゃあどのようにやっていって、神瀬の振興につなげていくのか。あるいは、災害公営住 宅も一緒だと思います。遊具をどこにじゃあ新たに再建をしていくのか。これにおいて、村長こ れ今後の地域懇談会で話が出たことを踏まえ、今後検討していきますというような答弁だけです。 もうそういう時期ではないと私は思っております。たくさんのアンケートも出ております。地域 懇談会も開かれております。やはりそれに代わるものをじゃあどういうものを建設していって、 神瀬地域をこういうふうにやっていきたい、あるいは一勝地はこういうふうにやっていきたい。 だからまずはこの建物を解体をしますとかいっていかないと、ただ単に災害が原因で人口流出は しておりません。もう新聞に書かれているようにこの人口減少はなぜかということをやっぱり真 剣に考えていってもらわないとその付属部分を発言しないことによって不信不安を抱えて人口が 流出しているだろうと、私は思っております。要はそこをしっかりしていかないと。もちろん分 かりますよ。解体もせんといかん、何も進めんといかん。でもあまりにも住民に対する期待、そ ういう発言がゼロに等しいです。やっぱり今回「たかおと」解体6,000万、災害公営住宅も 含め、それに代わるものをどうしていくのか。あるいは遊具にしてもどこにどうやってやってい くのか。そういうのをしっかりお示しをする時期だと私は思っておりますが、村長。

#### 〇議長(多武 義治君) 村長、松谷浩一君。

○村長(松谷 浩一君) 今、高澤議員が言われることは本当にごもっとものことだと思います。ただ、今、村が進めておりますのは、いつも言いますけれども、被災された方の生活再建、その筋道、道がしっかり定まった上で今言われたような神瀬の「たかおと」の跡地でありますとかそういうところの活用方法、遊具辺りどこに置いたほうがいいのかとかそういうのは生活再建の例えば災害公営住宅がまずあそこに建ちます。そして、宅地造成がしっかり塚の丸、そして峯地区ができます。そういうのがしっかり決まった上で、考えるところではないかと考えています。ただ、同時進行でできる部分というのがもちろん皆さんの提案を聞きながら、しっかり進めてまいらなければいけないという考えはもっておりますので、その辺は皆さんのご意見もしっかり今後も聞きながら進めていくことはお約束したいと思います。

以上です。

- ○議長(多武 義治君) 5番、髙澤康成君。最後の発言にしてください。
- ○議員(5番 高澤 康成君) 生活再建、もちろん含め大事だというふうに思いますが、創造的復興を成し遂げるために、やはり球磨村の将来のビジョンとしてこういうものを将来的にやっていくんだ、球磨村はこういうふうに取り掛かっていくんだ、こういう村づくりをしていくんだ、魅力ある村づくりをしていくんだ。だから、この2年、3年は我慢しておってくださいというなら分かります。生活再建をせんば第一条って分かっているわけです。災害公営住宅を作ります、塚の丸を作ります。今の状況でおそらく計画された戸数、予定している戸数、多分下回ると思います。待つ時間と待って得る住民が待ってでも幸せが得られる創造的復興をするためには村長が発したことに対して、ならばちょっと待ってみようかっていう人も多分いると思います。でもそれがないうちにはおそらく5年後、2,000人下回り、1,600人、1,800人ぐらいに多分落ちるだろうというふうに思っております。だから第一優先で言われるのは確かに分かります。流出後、どれだけやりましたって言っても結果なんです。ぜひそこはしっかり考えを新たにしていただきたいというふうに思います。
- 〇議長(多武 義治君) 村長、松谷浩一君。
- ○村長(松谷 浩一君) まず、復興計画にいろんな今後の球磨村の姿というのを示しておりますけど、その姿に向けて今一丸となって取組を進めてまいるところでございます。

そして、高澤議員言われますように、今村外に流出されている方、例えば子どもさんをお持ちの方々とかそういう話はしっかり理解した上で、そういう人たちがいかにすれば残っていただけるのかとかそういうことは今日々考えながら進めてはおるところでございます。今後とも先ほども申しましたけど、皆さんのご意見はしっかり聞きながら村としても進めてまいりますのでご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

- ○議長(多武 義治君) ほかにありませんか。4番、小川俊治君。
- ○議員(4番 小川 俊治君) 「たかおと」の解体について、反対するものではございませんが、 これまで地域の福祉の拠点として本当に困難な取組の結果として開設をされて、本当に地域の皆 さんのために十分な役割を果たしてきただろうと思います。

しかし、一昨年の水害で被災をしまして、解体をしなければならないというのは十分に分かりますけれども、今後の神瀬地区における福祉の充実やあるいは地域住民に対する行政のサービスをどういう形で確保していくのか。これを道筋が当然私は解体とともに立てなければならないと。そうしなければ、今でも大変な状況ございます。衰退に拍車をかける人口減がさらに強くなる。このことをぜひ真剣に考えていただきたいというふうに思います。とりわけ地区別協議会、いろ

んな話が出てきているというふうに思います。その皆さんの声にどう応えてきたのか。様々なこ とが話をされているというふうに思います。私はそういう意味では全く応えていないんじゃない かと、そういう思いがいたします。今日、全員協議会でいただきました令和2年の7月豪雨から の復興に向けての要望書。令和3年4月。県に提出をされた要望書です。中身は当然国にも同じ ような形で出されているというふうに思います。この要望書に基づく国、県との話し合いの具体 的内容がどれだけ村民に示されているのか。いろんな問題が村民の中では出てきていると思いま す。この要望の中で、じゃあそれにどういうふうに応えていくのか、応えられるのか。あるいは、 今ここでどこが止まっているのか。そういうことをしっかりやっぱり村民に知らせていくべきだ と私は思います。そうでないと、地域別協議会の話の中身は全然前に進んでいない。元にまた返 ってしまう。何回も同じことを言わなければならない。こういう状態が続いているんですよね。 村長、言われます。しっかり村民の話を聞いて、要望に応えていきたい。それが全く進んでいな いという状況は村民が今私が言って、村民が言っていることについてしっかり応えていない。じ ゃあ何で問題点が存在するのか。国、県に対する要望がどこまで進んでいるのか。これを示さな い限りは進まないというふうに思います。そういう意味ではこの「たかおと」の解体が今後ます ます村の衰退、人口減につながることを危惧しておりますので、早急な対応を示していただきた いということを申し上げておきたいというふうに思います。

- 〇議長(多武 義治君) 村長、松谷浩一君。
- ○村長(松谷 浩一君) 今、小川議員言われるように「たかおと」今回解体させていただきますけれども、今まで「たかおと」が担っていた機能というのは将来的にはもちろんこの地区にお住まいの方々には必要な機能であると考えておりますので、その辺はすぐすぐというわけにはいきませんけれども、将来的にはしっかり考えていかなければいけないことだろうと思います。

そして、繰り返しになりますけれども、今村が取り組むべきところは本当に住民の被災された 方々の生活再建、そこにしっかり取り組んでいって、それをできるだけ早く実現させるとともに それに併せてできることを見つけながらなかなか全てのものを同時進行というのは財政的にもい ろんな部分でも厳しいところがあると思いますので、それをしっかり見極めながらいろんな事業 を進めていきたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(多武 義治君) 小川俊治君。
- ○議員(4番 小川 俊治君) 村長の答弁はほとんど変わりませんので、もう1点だけ言っておきたいというふうに思いますが。県に対する要望書の一ですね。これ読ませていただきます。

被災者の生活再建に向けた安全な宅地の確保。住み慣れた地域に戻り安心して暮らせる環境づくりを進めるためには令和2年7月豪雨時の被災水位程度までの宅地のかさ上げが必要であり、

その実施に向けた全面的な支援をお願いしたい。なお、宅地の嵩上げを実施する際には国道、県 道についても同程度の嵩上げを行っていただきたい。こういう要望がなぜ止まっているのかとい うことを私たちは知りたいんですよ。

以上です。

- 〇議長(多武 義治君) 村長、松谷浩一君。
- ○村長(松谷 浩一君) 要望書の中には今小川議員読まれた通り、令和2年7月豪雨災害の被災水位までということで要望はずっとしてまいりました。これを踏まえて、それぞれの協議会等で住民に説明する中で、村としましてはこの被災水位まで上がるということになるとおそらく完成が10年ぐらいかかってしまう。そういったときに戻る可能性、皆さんがそこに再建される可能性というのが極端に少なくなるんじゃなかろうかということで今回対策後の水位、概ね対策後の水位というところでかさ上げ等を考えたということを以前も説明をさせていただいたと思います。そして、もちろんそれに伴います国道辺りのかさ上げにつきましては、国交省に毎回いろんなことがあるたびに要望をしているところでございます。なかなか国交省のほうからははい、分かりましたという返事はいただけていないところでございますけれども、これは今後も引き続きしっかりと要望してまいりたいと考えております。

O議長(多武 義治君) 2番、東純一君。

○議員(2番 東 純一君) 何回も繰り返し的な話になるかもしれませんので申しわけありませんけれども、今度解体されます「たかおと」確かに今までにおいても神瀬住民の方々には非常に貢献をしてきた建物だと思っております。施設でございました。そのようなこともあります「たかおと」解体でございますけれども、今現在神瀬地区にいろんなそういう施設は一切ありません。住民の人も非常に今後の生活に不安を持っておられます。高澤議員申しましたように、確かに住民の話を聞きながら進めていくということも本当に大事なことだと思っておりますけれども、もうやはり同じことを言いますけど、もう示していく段階になってきているのではないかと思っております。将来的にはという話もありますけれども、もう本当に私たち神瀬住民ですけれども、いろいろ話を聞く中でもう、もうというその言葉ばっかりが出てくるんですね。その言葉を村長も十分胸に留めて復旧復興に進んでいただきたいと思っております。

以上です。

以上です。

○議長(多武 義治君) ほかにありますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(多武 義治君) 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決します。議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

## [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(多武 義治君) 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

# 日程第4. 議案第2号 神瀬福祉センター「たかおと」の設置及び管理に関する条例及び神 瀬窓ロセンターの設置に関する条例を廃止する条例の制定について

- 〇議長(多武 義治君) 次に、日程第4、議案第2号神瀬福祉センター「たかおと」の設置及び管理に関する条例及び神瀬窓口センターの設置に関する条例を廃止する条例の制定を上程します。 本案件について提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。
- ○村長(松谷 浩一君) 上程いただきました議案第2号神瀬福祉センター「たかおと」の設置及び管理に関する条例及び神瀬窓口センターの設置に関する条例を廃止する条例の制定について、 提案理由をご説明申し上げます。

先ほど解体工事請負契約について、議決いただきました神瀬福祉センター「たかおと」につきましては、地方自治法第244条の2の規定に基づき、公の施設として条例により管理を行っておりましたが、解体が決定したことにより条例により管理すべき施設がなくなることから同施設に関連する2本の条例を廃止するものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

- ○議長(多武 義治君) 提案の理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。ご審議願います。5番、髙澤康成君。
- ○議員(5番 高澤 康成君) もちろん解体するとこの条例等々、設置、管理に関する条例、これも一旦はしなければいけないというふうには思います。仕方がないだろうというふうに思いますが。先ほどの話と同じです。もちろん少なからず交流の場であったりとか行政の一部、そこを活用して。もちろん神瀬の人たちの雇用の場としての位置づけもありました。おそらく将来的に今後地域懇談会を開いていく中に「たかおと」を解体して、その設置条例も1回白紙になった場合に、おそらく地域住民からそれに代わるものをどうするのと、多分出てくると。やはりある程度機能をしていたものがなくなって、基本的な住民サービスを受けていたものがなくなるわけだから、じゃあ今後どうするんですかって必然的に住民の意見は出てくるはず。これまで同様にじゃあ今言われている村長が今後検討していきますっていう返答が果たして住民に対して納得いく説明になるのかというと私はそうではないと思います。やはり先ほどと同様にやはりある程度の未来ある神瀬の振興、発展のために、じゃあこれに代わるより一層のものをじゃあどの地点までにはどういうふうにお示しをできるのかという部分をしっかり明確に言う必要があるというふうに思います。それについて村長はいかがですか。

- 〇議長(多武 義治君) 村長、松谷浩一君。
- ○村長(松谷 浩一君) 「たかおと」がこれまで果たしておりましたその役割というのの大きな1つがデイサービスセンターだと思いますけれども、デイサービスセンターにつきましては今村内のご利用者の方々等を考えたときに、今の段階では社会福祉協議会がせせらぎで行っておりますけれども、そこでしっかり対応できるのかなと考えております。そして、あとの窓口センターでありますとかいろんな村の健康講座でありますとか、そういうのをしておりましたけど、そういうところの機能はおそらく今後計画しております例えば公民館的な役割を果たす建物でございますとか、あと災害時の避難所的な施設でありますとかそういうところで対応はできるのかなと考えております。そして、窓口に関しましては、窓口は今のところしっかりした考えはございませんけれども、将来的には例えば郵便局でありますとか商店でありますとかそういうのも住民の方々からはたくさんご要望いただいております。例えば郵便局があそこにできるのであれば、郵便局辺りにそういう機能を持っていただくとか、いろんな今後検討ができると思いますので、その辺は今後の復興に併せてしっかり時間的には多少遅れるかもしれませんけれども、そういうところで考えていければと思っております。

O議長(多武 義治君) 2番、東純一君。

以上です。

- ○議員(2番 東 純一君) 今答弁いただきましたけれども、答弁の中にも出ておりますけれども、防災施設とか福祉とかそういう話が出ておりました。その話が安心安全な宅地、何回も一般質問でも私も申しましたけれども、安心安全な宅地、そして防災を拠点とした福祉も含めたところの施設の整備をいち早く進めるということを言ってきておられます。それが将来的に、将来的にと言われてもはっきり分からない状態で、先が見えないまんまの思いが住民にはあるわけなんですね。そのようなところでおっしゃいました郵便局であるとか神瀬では診療所もありました。車を運転できなくなったらどうすればいいのかな。もう神瀬には残られん。そういう話がいっぱいあるんですね。そういうところを踏まえたところで、一刻も早くそのような宅地の嵩上げとかいろいろありますけれども、治水関係もあると思いますけど、そのような施設、住民が差し当たって安心できるような施設、そういうものを一刻でも早く取り組んで進めていただきたい、村長に私はそのように思っております。よろしくお願いします。
- 〇議長(多武 義治君) 村長、松谷浩一君。
- ○村長(松谷 浩一君) 今、東議員言われるようにしっかり考えてできるだけ早いスケジュール、タイミングでできるように考えていきたいと思っております。
  以上です。
- ○議長(多武 義治君) ほかにありませんか。

## [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(多武 義治君) 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決します。議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(多武 義治君) 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

# 日程第5. 議案第3号 令和3年度一般会計補正予算について

〇議長(多武 義治君) 最後に、日程第5、議案第3号令和3年度一般会計補正予算を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長(松谷 浩一君) 上程いただきました議案第3号令和3年度球磨村一般会計補正予算について、提案理由をご説明申し上げます。まず、歳出において予算書7ページ、財産管理費の光熱水費は当初予算において被災した村有施設の電気料等を見込んでおりませんでしたが、復旧復興支援のボランティアの方々が被災した村有施設の電気を使用されたこともあり、予算が不足することから補正しております。

同じく7ページの電子計算費及び子育て世帯等臨時特別給付費は国の補正予算に伴い、住民税 非課税世帯へ1世帯当たり10万円を給付するための給付金及び事務費を計上し、財源は国の補 助金を活用いたします。

なお、本村では555世帯への給付を予定しております。小学校費の学校管理費、渡小学校仮設校舎校内ネットワーク構築業務委託料は渡小学校が新たな仮設校舎での学習を開始しましたが、教委用のネットワーク環境の整備が必要であり、また、中学校費の学校管理費、球磨中学校技術室新設付帯工事は新設された技術室においてもICT教育推進のためにネットワーク環境の整備が必要であることから、それぞれ補正しております。歳入においては歳出でもご説明いたしました住民税非課税世帯への給付金の給付に伴う国の補助金を増額し、一般財源として普通交付税を増額しております。このようなことから、6,125万2千円を追加し、歳入歳出それぞれ73億6,335万4千円とする予算を編成したところでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

- ○議長(多武 義治君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。 ご審議願います。5番、髙澤康成君。
- ○議員(5番 髙澤 康成君) 子育て世帯の臨時給付です。今の進捗状況をお願いします。
- **〇議長(多武 義治君)** 保健福祉課長、大岩正明君。

- ○保健福祉課長(大岩 正明君) 今回の補正の子育て世帯に対する臨時給付金につきましてでよろしいでしょうか。こちらにつきましては、今回補正予算で上げさせていただきました。この予算が通りましたらすぐにシステム改修の契約を結びまして非課税世帯への給付にかかるシステムを組んでいただきまして該当者辺りの把握とあと支給手続きの事務手続きの通知発送をすぐ予定しているところでございます。これにつきましては、予定としましては、支給の実施予定日を3月10日ごろということで予定をしております。システムの改修を1月の31日まで、そして広報紙への掲載を1月25日の広報紙で住民へのお知らせをする予定としております。
  - 以上でございます。
- 〇議長(多武 義治君) 髙澤康成君。
- ○議員(5番 高澤 康成君) これは以前の5万円、5万円ではないやつですね。ないやつですね。3月にそういう状況でシステムをということなんですけど、これまでその5万円、5万円の給付のシステムとは全くまた入れ替えなければいけないというところなんですかね。
- 〇議長(多武 義治君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(大岩 正明君) 前回の子育て世帯に対する給付金につきましては、児童手当、子ども、児童を対象とする給付になっております。今回は世帯、住民基本台帳を基にした世帯別の非課税世帯、1世帯当たり10万円という給付になっております。
- 〇議長(多武 義治君) 高澤康成君。

以上でございます。

- ○議員(5番 高澤 康成君) これまで世帯、この臨時給付の世帯の給付はこれまで全然なかったものですかね。世帯での考え方と児童っていうこの前の5万円、5万円分けるやつのシステムが毎回システムを変更せんといかんですよね。いわば簡単に言うと、シート1は世帯で出るとか。シート2は児童で出るとかっていう。1回1回その給付に関してシステムの変更が出とっとですけど、そういうもんなんですかね。
- 〇議長(多武 義治君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(大岩 正明君) この非課税世帯に対する給付というのが古い昔ですと福祉臨時特別給付金とかいう名称のものとかいうものも以前ありましたけれども、現段階では昔のシステムというのはもう現在の法令、いろいろ制限がございますので、その都度システムをくみ上げないと適用されない。これは全国一律ですので、全国どの自治体もシステムはその都度くみ上げて支給をしているという状況でございます。

以上でございます。

- ○議長(多武 義治君) ほかにありませんか。4番、小川俊治君。
- ○議員(4番 小川 俊治君) 光熱水費についてお尋ねいたします。ボランティアの方々が村有

の施設を使われて、これが足らんということで、現在まで使われた施設とこれから使われるであ ろう施設について教えていただければ。

- 〇議長(多武 義治君) 総務課長、永椎樹一郎君。
- ○総務課長(永椎樹一郎君) お答えいたします。

これが具体的には「たかおと」でございました。当初、もうあそこは解体をするということでございましたので、電気料等々についてはもうあそこは切ってするということにしておったんですけれども、災害ボランティアでいろいろお出でになったときにやっぱり集まるところといいますか、そこにいろいろボランティア活動をされるときにあそこに集まるということでございましたもんですから、あそこの電気を切ってしまえば真っ暗になってしまうというようなことございましたもんですから、一時期去年の8月ぐらいまでいらっしゃいましたので、その間電気は通しておったところでございます。もう12月に全てお帰りになりましたので、12月で全て切っておりますので、現在ありますそういう「たかおと」だったり多目的だったり全てそれについては切っておりますので、今後は今被災をしました公の施設については電気料は発生をしないということです。

ただ、当初予算で組んでなかったところが一時期電気料も使っておりましたもんですから、当初予算を考えておったのがちょっと食い込んできましたので、今回補正をさせていただいたということになります。

以上です。

- 〇議長(多武 義治君) 小川俊治君。
- ○議員(4番 小川 俊治君) 渡の多目的施設、それから「たかおと」ボランティアの方が使っておられて、そこがもう解体してなくなったと。その分で足らなくなったからということなんでしょうか。それとも、また新たにボランティアの方々がどこかの施設を使って出てくる光熱水費なのか。その辺のところがちょっと分かりませんので、改めてお伺いします。
- 〇議長(多武 義治君) 総務課長。
- ○総務課長(永椎樹一郎君) 今までもう当初予算でここは解体をするからということでもう予算を組んでおりませんでした、そういう「たかおと」だったり多目的だったり、被災をしましたので。ただ、ボランティアの方がずっと去年の8月までいらっしゃいましたもんですから、その間電気料はもう3月でもう4月で止めるとしておったんですが、その方たちがお使いになるということでございましたもんですから、予算は組んでいないというか予算はそこは予定はしていなかったんですけれども、その分電気料そのものは通しておりましたもんですから、その分が食い込んだといいますか、当初予算ではしていなかったのにその部分が食い込んできましたので、当初予算で組んでおった、予定をしていた部分が足らなくなったということでございますので。今後

はもう全て公の施設のところは廃止をしておりますので、今後ボランティアが来られてというようなことで電気料がっていうことはございません。

○議長(多武 義治君) ほかにありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(多武 義治君) 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決します。議案第3号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(多武 義治君) 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第44条の規定により、本臨時会で議決された事件について条項、字句、数字その他の整理に要するものについてはその整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(多武 義治君) 異議なしと認めます。したがって、本臨時会において議決した事件の条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定しました。
- ○議長(多武 義治君) これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和4年第1回球磨村議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

午前10時42分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議長

署名議員

署名議員